

## 早稲田商学同攻会会則

### (名称)

第1条 本会は、早稲田商学同攻会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、商学および経済学ならびに本会が認める領域の研究とその発表を目的とする。

### (会員)

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

- 一 早稲田大学商学部および大学院会計研究科の専任教員、特任教授および任期付教員。
- 二 早稲田大学商学部、大学院商学研究科（商学専攻）および大学院会計研究科の在学学生。
- 三 上記の会員以外で入会したものを特別会員とする。

### (会費)

第4条 会員は会費年額2,000円、特別会員は会費年額2,800円を納める。

### (役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

- 一 会長1名、商学部長を会長として本会を代表し会務を統括する。
- 二 編集委員長1名、編集委員若干名および第3条第1号会員の中から会長が委嘱する。

第6条 役員は任期は、2年とする。

### (編集委員会)

第7条 編集委員会は、編集委員長および編集委員をもって構成し、本会の目的を達成するために必要な事項の計画・処理に関することを審議する。

### (活動)

第8条 本会は、学術雑誌「早稲田商学」を原則として年4回、「文化論集」を原則として年2回発行し、会員および特別会員に配布する。但し、編集委員会が認める場合、増刊号を発行することができる。

### (総会)

第9条 定時総会および臨時総会は、会長がこれを招集する。

- 2 定時総会は、毎年1回これを開催し、事務会計の報告および必要事項を決議する。
- 3 定時総会は、第3条第1号会員および第2号会員代表10名以内で構成される。
- 4 臨時総会は、編集委員会が必要と認めたとき、これを開催することができる。

### (総会の議長および決議)

第10条 総会の議長は、編集委員長がこれに任じ、編集委員長に事故があるときは編集委員のいずれかが代行する。

- 2 総会の決議は、第3条第1号会員の3分の1以上が出席し（委任状による出席を含む）、出席者の過半数をもって行う。

### (会則)

第11条 本会則は、定時総会の決議を経て、これを変更することができる。

- 2 本会則に規定しない細目は、編集委員会の決議をもってこれを定める。

### (事務所)

第12条 本会の事務所は、早稲田大学商学部に置く。

付則 この会則は、大正14年より施行する。

改正 昭和5年・15年・24年・26年・28年・36年・39年・41年・43年・48年・52年・63年・平成11年・20年・22年・27年・30年

2019年9月10日 印刷  
2019年9月15日 発行

編集者

編集責任者

印刷所

発行所

文化論集 第55号  
頒布価格 400円

早稲田商学同攻会  
〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1  
電話 03 (3203) 4 1 5 1  
(内線) 71-6181

振替口座 00150-2-7 2 5 1 9

藤 田 誠

三美印刷株式会社  
東京都荒川区西日暮里5-9-8

早稲田商学同攻会  
〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1  
電話 03 (3203) 4 1 5 1  
(内線) 71-6181